



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 人事委員会規則
 - *27 警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則
 - *28 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 1002 平成19年度管使第2号和歌山県振興局電話交換機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)
 - 1003 平成19年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防保安課)
 - 1004 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 1005 " (")
 - 1006 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
 - 1007 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課)
 - 1008 生活保護法による指定介護機関の変更 (")
 - 1009 生活保護法による指定介護機関の休止 (")
 - 1010 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (長寿社会推進課)
 - 1011 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
 - 1012 介護保険法による指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地変更 (")
 - 1013 保安林の指定 (森林整備課)
 - 1014 " (")
 - 1015 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
 - 1016 基本測量の実施 (技術調査課)
 - 1017 和歌山県IC免許証追記端末システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 訓令
 - *50 職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給

料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令 (人事課)

- 公告
 - 入札公告 (管財課)
 - " (警察本部)

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第27号

警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年8月17日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第5号及び第2項第4号中「第6条の2」を「第7条」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号及び第2項第5号中「第6条の2」を「第7条」に改める。

(教育職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号及び第2項第5号中「第6条の2」を「第7条」に改める。

(勤勉手当の支給基準に関する規則の一部改正)

第4条 勤勉手当の支給基準に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第28号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年8月17日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1条第2条第1号に該当する団体の項中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「和歌山県土地開発公社」

を「和歌山県土地開発公社
和歌山県土地改良事業団体連合会」に改め、同表条例

第2条第2号に該当する団体の項中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1002号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成19年度管使第2号和歌山県振興局電話交換機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調達物品

和歌山県振興局電話交換機器等 一式

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)でないとき。

- (ア) 競争入札資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 財務諸表(個人にあつては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 和歌山県が示す仕様書(以下「仕様書」という。)に準拠する作業実施計画書
- (サ) 担当技術者経歴書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

次の(イ)から(ケ)までについては、構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札資格審査申請書(コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 構成員が法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 財務諸表(構成員が個人にあつては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)
- (コ) 作業実施計画書(コンソーシアム)仕様書に準拠することとし、コンソーシアムとして提出すること。
- (サ) 担当技術者経歴書
コンソーシアムとして提出すること。
- (シ) コンソーシアム協定書
コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) (1)のアの(ウ)から(キ)までに掲げる申請書類及びイの(ウ)から(キ)までに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現に有効な入札に係る資格を有する書面を交付されている者にあつては、当該書面の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。

(3) (1)のアの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(サ)までに掲げる申請書類並びにイの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(シ)までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成19年8月17日(金)から平成19年8月23日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年8月27日(月)までの間に和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館405号室

(2) 日時

平成19年8月23日(木)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年8月30日(木)から平成19年9月3日(月)までの間(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2212
ファクシミリ番号 073-441-2248

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者(コンソーシアムを含む。)とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(4) 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間に、同種又は同規模の電話交換機等の設置若しくは保守に係る1以上の事業実績がある者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

(5) 次のいずれかの担当技術者を配置すること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は構成員(代表者を含む。)のいずれかに属するものであること。

ア 工事担任者AI・DD総合種資格を有する者

イ 工事担任者AI第1種の資格を有する者及び工事担任者DD第1種の資格を有する者

(6) 設置場所までのおおむね60分以内で保守担当者が到着可能であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年9月14日(金)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年9月20日(木)午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書類は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年9月25日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1003号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)を財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託して次のとおり実施する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 講習の種類

講習の類別の区分は、次のとおりとする。

消火設備	警報設備	避難設備・消火器
第1類(甲・乙)	第4類(甲・乙)	第5類(甲・乙)
第2類(甲・乙)	第7類(乙)	第6類(乙)
第3類(甲・乙)		

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定するものとする。

講習区分	講習日	講習時間	講習場所	
			会場名	所在地
警報設備	平成19年10月5日	午前9時30分から	西牟婁振興局	田辺市朝日ヶ丘23-1
警報設備	平成19年10月12日	午前9時30分から	東牟婁振興局	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8

警報設備	平成19年10月18日	午前9時30分から	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
警報設備	平成19年10月19日	午前9時30分から	同上	同上
消火設備	平成19年10月30日	午前9時30分から	同上	同上
避難設備 消火器	平成19年10月31日	午前9時30分から	同上	同上

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円をはり付け、次項の受付期間中に次項受付場所に提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成19年9月10日(月)から同月13日(木)までの間に財団法人和歌山県消防設備保守協会及び各振興局総務室(海草振興局を除く。)において受け付ける。

5 受講対象者

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17第1項及び第2項に規定する消防設備士。

6 講習科目及び講習時間

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

7 その他

詳細については、受講申請書受付場所に問い合わせること。

和歌山県告示第1004号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年9月25日まで縦覧に供する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年7月25日

2 名称

特定非営利活動法人NPOラブリー工房

3 代表者の氏名

加味根生巳

4 主たる事務所の所在地

東牟婁郡那智勝浦町大字天満217番地

5 定款に記載された目的

この法人は新宮市、東牟婁郡及びその隣接する市町村の

在宅で介護が必要な高齢者、障害者及びその家族に対し、地域に密着した心こもった相互扶助のシステムづくり及び介護サービスの提供を行い、子供、高齢者、障害者を含む全ての人が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりと社会福祉の増進に寄与する活動を目的とする。

和歌山県告示第1005号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年10月3日まで縦覧に供する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年8月3日

2 名称

特定非営利活動法人すみれ会

3 代表者の氏名

二宮正教

4 主たる事務所の所在地

海南市日方1279番地3 201号

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県において、障害者の社会復帰及び社会参加を目標に、障害者が健全な環境の下で地域住民との交流を図り、地域理解を深め地域共存することを目的とする。

和歌山県告示第1006号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年9月26日まで縦覧に供する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年7月26日

2 名称
特定非営利活動法人どんぐりはうす

3 代表者の氏名
森内三智

4 主たる事務所の所在地
西牟婁郡上富田町岩田1764番地の10

5 定款に記載された目的
この法人は、地域のなかで安心して活動できる場の少ない障害のある子ども達に、地域のなかで仲間と共に安全で豊かな放課後を過ごせる場を提供し、親も安心して働か

活することができるよう貢献するとともに、地域社会に、福祉に関する知識の普及に努め、障害のある人々や障害者福祉に関する理解を深め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1007号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会ケアプランセンター	紀の川市桃山町最上1253-2	居宅介護支援	平成19.7.1
医療法人さくら	海南市名高140-1	小規模多機能型居宅介護事業所藤白ゆらり	海南市藤白19	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19.7.1
株式会社あすなる	有田市港町231-55	株式会社あすなる	有田市港町231-62	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.8.1

和歌山県告示第1008号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、

同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更事項(指定事業所の名称)		指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
		旧	新			
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所桃山支所	紀の川市社会福祉協議会介護サービス南事業所	紀の川市桃山町最上1253-2	訪問介護・通所介護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成19.7.1
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所打田支所	紀の川市社会福祉協議会介護サービス北事業所	紀の川市西大井338	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.7.1

和歌山県告示第1009号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から休止の届出があったので、同法

第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会打田支所	紀の川市西大井338	居宅介護支援	平成19.7.1
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会桃山支所	紀の川市桃山町最上1253-2	居宅介護支援	平成19.7.1
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会粉河支所	紀の川市粉河412	居宅介護支援・訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.7.1
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会那賀支所	紀の川市名手市場144-1	居宅介護支援・訪問介護・介護	平成19.7.1

				予防訪問介護	
社会福祉法人紀の川市 社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上125 3-2	紀の川市社会福祉協議 会貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸3 31	居宅介護支援・ 訪問介護・訪問 入浴介護	平成 19.7.1

和歌山県告示第1010号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所の名称		変更があったサービスの種類	変更年月日
新	旧		
紀の川市社会福祉協議会介護サービス南事業所	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所桃山支所	通所介護・介護予防通所介護	平成 19.7.1

和歌山県告示第1011号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
ヘルパーステーション・はるす(訪問介護・介護予防訪問介護)	橋本市岸上563番地の1	橋本市御幸辻176番地の1	平成 19.7.17
はるす・訪問入浴サービス(訪問入浴・介護予防訪問入浴)	橋本市岸上563番地の1	橋本市御幸辻176番地の1	平成 19.7.17
はるす・ケアプランサービス(居宅介護支援)	橋本市岸上563番地の1	橋本市御幸辻176番地の1	平成 19.7.17

和歌山県告示第1012号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第1項の規定に基づく指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地の変更について、次のとおり届出があったので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第3項の規定に基づき告示する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

	変更前	変更後	変更年月日
指定調査機関の名称	特定非営利活動法人認知症の人と家族の会	特定非営利活動法人認知症サポートわかやま	平成 19.7.24
指定調査機関の住所	和歌山市岡山丁23番地	和歌山市四番丁52ハラダビル2階	平成 19.5.10
調査事務を行う事務所の所在地	和歌山市岡山丁23番地	和歌山市四番丁52ハラダビル2階	平成 19.5.10

和歌山県告示第1013号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字川向319
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1014号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町字筒井字仮屋95、字日浦平山313、大桑字宇露谷390の2、395
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1015号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
田辺まき網	和歌山南漁業協同組合の地区のうち田辺市江川	総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業
戎一本釣	和歌山南漁業協同組合の地区のうち田辺市上屋敷	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業

和歌山県告示第1016号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)
- 2 作業期間 平成19年9月20日から平成20年3月19日まで
- 3 作業地域 田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡古座川町

和歌山県告示第1017号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県IC免許証追記端末システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定

める。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調達物品 和歌山県IC免許証追記端末システム
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在る都道府県が課する税全税目
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能証明書等
 - サ この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し
 - シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書
 - (ア) 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - (イ) 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
 - (2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格(区分5:ハードウェア保守)」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
 - (3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年8月17日(金)から平成19年8月24日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県

の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年8月28日(火)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館 1階入札室

(2) 日時

平成19年8月21日(火)午後2時から

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年8月17日(金)から平成19年8月28日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2246)

6 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年9月27日(木)において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る賃貸借業務と同規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績を有する者であること。

なお同規模以上とは、パーソナルコンピュータを16台以上かつ契約期間が60か月以上のメンテナンスリース又はレンタル契約を締結した実績を有することとする。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営

に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

キ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

- (2) 資格審査は、別冊「和歌山県IC免許証追記端末システム賃貸借業務に係る入札説明書」により申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行う。

8 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年9月10日(月)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年9月13日(木)までに書面により求められることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年9月20日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

訓 令

和歌山県訓令第50号

庁中一般

各地方機関

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程(昭和32年和歌山県訓令第556号)の一部を次のように改正する。

別表第1号任期付研究員の給料表の項中「6級、5級又は4級」を「6号給、5号給又は4号給」に、「3級」を「3号給」に改め、同表第2号任期付研究員の給料表の項中「3級」を「3号給」に改め、同表に次のように加える。

特定任期付職員の給料表

7号給、6号給又は5号給の職務にあるもの

4号給以下の職務にある者

附 則

この訓令は、平成19年8月17日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年7月1日から適用する。

公 告

入 札 公 告

平成19年度管使第2号和歌山県振興局電話交換機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号 平成19年度管使第2号

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県振興局電話交換機器等 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 電話交換機器等の設置場所及び納入場所

伊都振興局、那賀振興局、有田振興局、日高振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局

(5) 納入期限

平成20年2月29日

(6) 借入れの期間

平成20年3月1日から平成24年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第1002号に規定する平成19年度管使第2号和歌山県振興局電話交換機器等の賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 日時

平成19年8月17日(金)から平成19年8月23日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ

イ 日時

3の(2)と同じ

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は平成19年8月27日(月)までの間(休日を除く。)に和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館405号室

(2) 日時

平成19年8月23日(木)午後3時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館405号室

イ 入札日時

平成19年9月27日(木)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者の者を除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除

き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本国及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Contract for rental and maintenance of Private Branch exchange machine for Wakayama Prefecture Promotion Bureau.

(2) Data and time for tender : 2:00 p.m. 27 September 2007

(3) Contact point for the notice :

Property Management division at General Affairs Management Bureau in General Affairs Department of Wakayama Prefectural Government,

1-1 komatsubaradori Wakayama City 640-8585 Japan

TEL 073-441-2212 (FAX 073-441-2248)

入札公告

和歌山県IC免許証追記端末システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成19年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県IC免許証追記端末システム 一式

(3) 賃貸借の契約期間

平成20年1月1日から平成24年12月31日までの間

(4) 調達物品の仕様等

IC免許証追記端末システム賃貸借仕様書による。

(5) 入札金額

月額金額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年度和歌山県告示第1017号に規定する和歌山県I

C免許証追記端末システム賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 日時

平成19年8月17日(金)から平成19年8月24日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館 1階入札室

(2) 日時

平成19年8月21日(火)午後2時

5 入札説明書等を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して平成19年9月13日(木)午後4時までに書面により行うものとする。

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

4の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年9月27日(木)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- 12 契約書作成の要否
要
- 13 契約の締結における議会の議決の要否
否
- 14 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (代表)
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required :
Name: IC driver's license postscript device
Quantity: 1 set
- (2) Time limit for tender :
By hand: 27, September, 2007. 10:00 A.M.
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,
Japan
phone: 073-423-0110